

公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会 職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会（以下「この法人」という。）における職員の給与に関し必要な事項を定めるものである。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、基本給及び諸手当とする。

2 諸手当は、通勤手当及び時間外勤務手当とする。

(支給方法及び支給日)

第3条 職員の給与（賞与を除く。）の支給は、毎月25日（支給日が休日の場合は、前日に繰り上げる。）とする。

- 2 職員の給与は、第1項の支給日において、前月分の基本給及び諸手当を支給する。
- 3 新規採用者または復職者の発令当月の給与は、出勤日からの日割計算により支給する。
- 4 職員が退職した場合の給与は、その日までの日割計算により支給する。ただし、職員が定年または死亡により退職したときは、その月の末日までの給与を支給する。
- 5 職員の給与は、法令に基づき、その職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で直接職員に支給する。

(基本給)

第4条 基本給は、別に定める俸給表に基づき、勤務成績、能力及び業務経歴等を考慮して決定する。

(初任給)

第5条 新たに採用された職員の初任給は、学歴、職歴、経験、技能等を勘案し、他の職員との均衡を考慮して定める。

(昇給)

第6条 職員の給与は、毎年度見直し、予算の範囲内で昇給させることができる。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、職員が通勤のために有料の交通機関を利用する場合（利用距離1キロメートル以上の場合に限る。）に支給する。

2 順路または交通機関の変更等による通勤手当の額の変更は、届け出のあった翌月分から行う。

(時間外勤務手当)

第8条 時間外勤務手当は、時間外勤務及び休日勤務を命ぜられた職員（事務局長は除く。）に対し、その時間外勤務をした全時間に勤務時間1時間当たりの給与額の100分の125（その時間外勤務が、午後10時から翌日午前5時までの間である場合においては、100分の150）を乗じた額を支給する。

- 2 前項に規定する勤務時間1時間当たりの給与額は、基本給及び役職手当の合計額を月間平均勤務時間数で除した金額とする。

(休職者の給与)

第9条 職員の欠勤期間及び休職期間については、原則として給与を支給しない。ただし、欠勤、休職の理由が業務上の傷病によるものである場合は、この限りでない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は理事会の決議による。

附則

この規程は、2024年6月14日から施行する。

(2024年6月14日理事会決議)